

第 3 阪神港大阪区 及び堺泉北区の状況

1 概要

大阪区及び堺泉北区は、大阪市、堺市、高石市及び泉大津市の沿岸を港区として定めており、北側は兵庫県の阪神港尼崎西宮芦屋区と接し、南側は阪南港に接しています。

港則法に係る各種事務の担当は、

大阪区：大阪海上保安監部 航行安全課

堺泉北区：堺海上保安署

2 港区

阪神港大阪区及び堺泉北区は、区域内を大阪区第1区～第6区、堺泉北区第1区～第7区の13の港区（航路を除く。）に区分しており、それぞれ停泊すべき船舶が定められています。

危険物積載船舶は防波堤の内側（大阪区第5区、第6区及び堺泉北区第6区、第7区を除いた海域）では係留施設に係留する場合のほかは、びょう泊はできませんので注意してください。

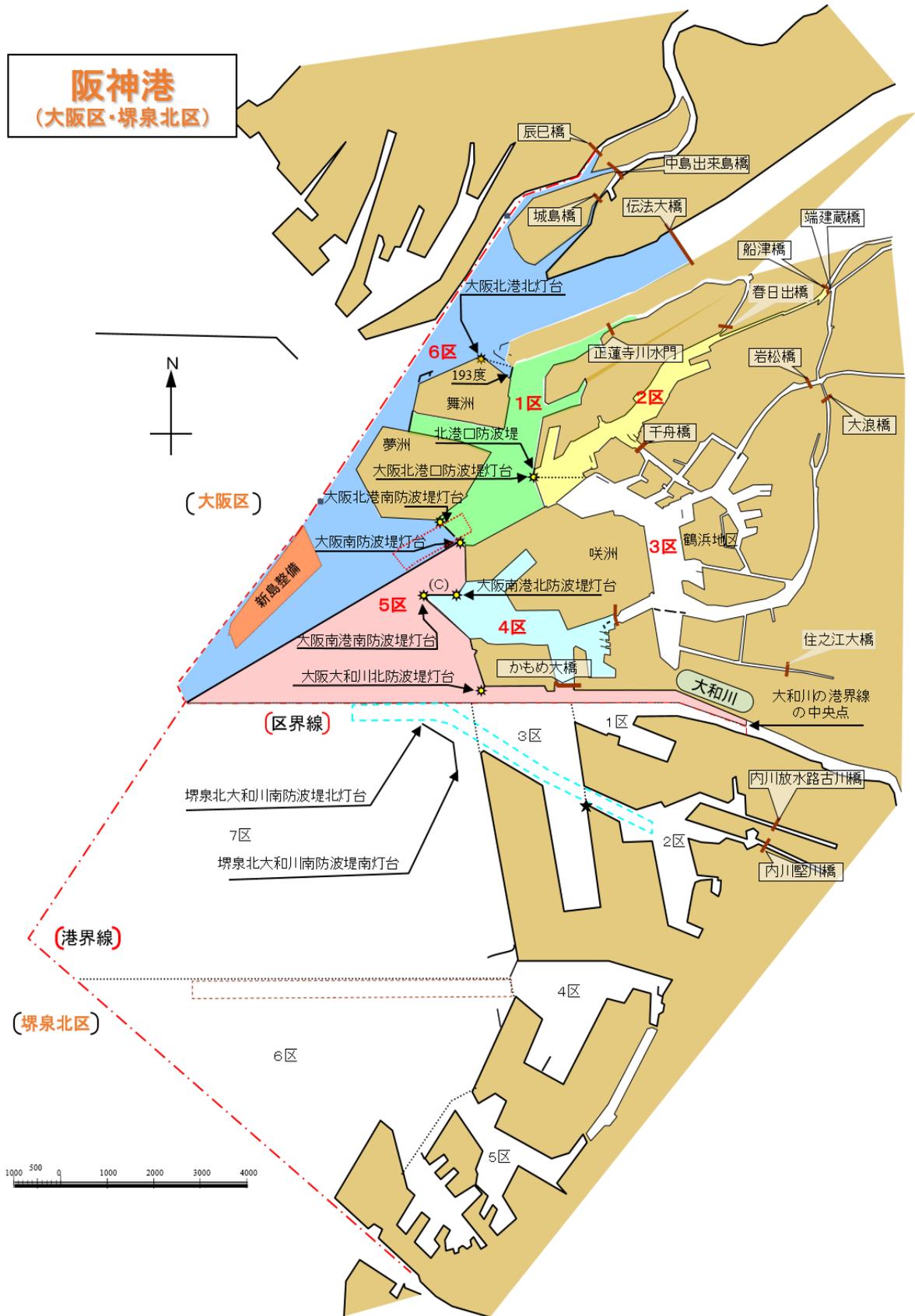
都道府県	港名	港の区域
大阪府 兵庫県	阪神	播磨塩屋港南防波堤灯台(北緯 34 度 37 分 50 秒東経 135 度 4 分 49 秒)から 69 度 30 分 1、280 メートルの地点から 90 度 3,920 メートルの地点まで引いた線、同地点から 121 度 5,430 メートルの地点まで引いた線、同地点から 79 度 11,940 メートルの地点まで引いた線、同地点から 355 度 2,710 メートルの地点まで引いた線、同地点から 73 度 30 分 7,220 メートルの地点まで引いた線、同地点から 214 度 3,700 メートルの地点まで引いた線、同地点から 218 度 30 分 4,750 メートルの地点まで引いた線、同地点から 151 度 30 分 420 メートルの地点まで引いた線、同地点から 214 度 5,990 メートルの地点まで引いた線、同地点から 130 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、東経 135 度 27 分 38 秒の線から下流の大和川水面、内川堅川橋、内川放水路古川橋、住吉川住之江大橋、木津川大浪橋、尻無川岩松橋、旧淀川端建蔵橋及び船津橋、六軒家川春日出橋、正蓮寺川正蓮寺川水門、淀川伝法大橋、神崎川城島橋、中島川中島出来島橋、左門殿川辰巳橋、旧左門殿川五合橋、蓬川蓬川橋、武庫川南武橋、宮川汐風橋、高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋並びに妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに木津川運河、三軒家川、福町堀、大正内港、天保山運河、三十間堀川、安治川内港、桜島入堀、島屋北入堀、東堀運河、北堀運河、中堀運河、西堀運河、新川運河及び兵庫運河の各水面

港 の 名 称	港 区	境界	停泊すべき船舶
阪 神 港	大 阪 区	第1区 大阪北港北灯台から112度720メートルの地点から193度に陸岸まで引いた線(以下G線という。)、正蓮寺川水門、北港口防波堤、大阪北港口防波堤灯台(北緯34度39分6秒東経135度24分51秒)から166度30分に陸岸まで引いた線(以下H線という。)、南防波堤、大阪南防波堤灯台から大阪北港南防波堤灯台(北緯34度38分29秒東経135度23分34秒)まで引いた線(以下I線という。)、北港南防波堤、舞洲南西端から191度に陸岸まで引いた線(以下J線という。)及び陸岸により囲まれた海面及び水面(航路を除く。)	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		第2区 H線、北港口防波堤、春日出橋、船津橋、端建蔵橋、千舟橋、大阪北港口防波堤灯台から100度1,110メートルの地点から231度30分に陸岸まで引いた線(以下K線という。)及び陸岸により囲まれた海面及び水面(航路を除く。)	
		第3区 K線、千舟橋、岩松橋、大浪橋、住之江大橋、東側南港大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面	
		第4区 大阪南港南防波堤灯台(北緯34度37分42秒東経135度23分22秒)から大阪南港北防波堤灯台まで引いた線(以下L線という。)、南港北防波堤、東側南港大橋、かもめ大橋、南港南防波堤及び陸岸により囲まれた海面	
		第5区 南防波堤、南港北防波堤、L線、南港南防波堤、かもめ大橋、大和川の港界線、堺泉北区境界線及び大阪南防波堤灯台からC地点まで引いた線(以下M線という。)及び陸岸により囲まれた海面及び水面	各種船舶及び危険物を積載した船舶。ただし、危険物を積載した船舶は、係留施設に係留する場合を除き、大阪大和川北防波堤灯台(北緯34度36分39秒東経135度24分5秒)から180度

				に引いた線以西の海面に限る。
		第6区	G線、J線、北港南防波堤、I線、M線、港界線、大阪北港北灯台から269度30分1,370メートルの地点から34度3,300メートルの地点まで引いた線、同地点から辰巳橋までの大阪市と尼崎市の境界線、辰巳橋、中島出来島橋、城島橋、伝法大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面(航路を除く。)	各種船舶及び危険物を積載した船舶。ただし、危険物を積載した船舶は、大阪北港北灯台から零度に引いた線以西の海面に限る。
阪神	堺泉北区	第1区	堺2区北西端(北緯34度36分18秒東経135度25分25秒)から352度390メートルの地点(以下A地点という。)まで引いた線(以下A線という。)、A地点、A地点から90度2,140メートルの地点及び大和川の港界線の中央点を順次に結んだ線、大和川の港界線並びに陸岸により囲まれた海面及び水面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		第2区	堺信号所護岸北西端から堺2区南西端(北緯34度35分36秒東経135度25分33秒)まで引いた線(以下B線という。)、古川橋、堅川橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面(航路を除く。)	
		第3区	堺7区北西端から350度970メートルの地点(以下B地点という。)まで引いた線(以下C線という。)、B地点からA地点まで引いた線、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	
		第4区	堺浜寺北防波堤、同防波堤突端から堺浜寺南防波堤突端まで引いた線(以下D線という。)、同防波堤、浜寺大橋及び陸岸により囲まれた海面	
		第5区	泉北1区西端(北緯34度32分12秒東経135度23分57秒)から汐見沖防波堤突端まで引いた線(以下E線という。)、同防波堤、浜寺大橋及び陸岸により囲まれた海面	
		第6区	堺浜寺北防波堤突端から270度に港界線まで引いた線(以下F線という。)、D線、堺浜寺南防波堤、E線、汐見沖防波堤、港界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	
		第7区	大阪南防波堤灯台(北緯34度38分19秒東経135度23分52秒)から240度6,660メー	

		トルの地点(以下C地点という。)からB地点まで引いた線、C線、堺浜寺北防波堤、F線、港界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	
--	--	--	--

阪神港
(大阪区・堺泉北区)



3 岸壁区分

港長は、次の標準により港内の全ての係留施設を、A、B、C1、C2、Dに区分し、この区分に応じて危険物の接岸荷役許容量を定めています。

岸壁区分	標準
A	旅客船に係留するバース及びその付近のバース 観光客の雑踏するバース 船舶が極めて輻輳している場所の付近のバース 市街地に極めて近接しているバース (距離の標準としては、100m程度以下)
B	A・C1・C2・D以外のバース (市街地からの距離の標準としては300m程度)
C1	港湾法上の保安港区に指定されたバース 市街地から相当離れている閑散な場所にあるバース (距離の標準としては500m程度以上)
C2	コンテナ専用岸壁
D	港長が適当と認める専用岸壁

主な係留施設、びょう地及びそのコード番号は以下を参照してください。

◇ NACCS 掲示板

(<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/>)

◇ バースコード一覧

(<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/berth-code.html#osaka>)

4 航路

法第 11 条に基づき、次のとおり航路を設定しており、汽艇等以外の船舶は港に出入りする場合は、海難を避ける場合等のほかは、航路によらなければなりません。

(航路及び管制水路図参照)

航路名	航路の区域
大阪航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 大阪南港南防波堤灯台から 39 度 1,720 メートルの地点 二 大阪南港南防波堤灯台から 345 度 30 分 710 メートルの地点 三 大阪南港南防波堤灯台から 334 度 670 メートルの地点 四 大阪南港南防波堤灯台から 28 度 1,920 メートルの地点 五 大阪南港南防波堤灯台から 339 度 1,100 メートルの地点 六 大阪南港南防波堤灯台から 330 度 1,610 メートルの地点
堺航路	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 堺信号所から 112 度 1,430 メートルの地点 二 堺信号所から 316 度 30 分 210 メートルの地点 三 堺信号所から 301 度 3,370 メートルの地点 四 堺信号所から 299 度 30 分 3,730 メートルの地点 五 堺信号所から 290 度 5,290 メートルの地点 六 堺信号所から 100 度 1,260 メートルの地点 七 堺信号所から 349 度 30 分 410 メートルの地点 八 堺信号所から 304 度 30 分 3,730 メートルの地点 九 堺信号所から 293 度 5,400 メートルの地点
浜寺航路	浜寺信号所（以下 A 地点という。）から 201 度 30 分 380 メートルの地点から 270 度 6,850 メートルの地点まで引いた線と A 地点から 192 度 655 メートルの地点から 270 度 6,850 メートルの地点まで引いた線との間の海面

- ※ ① 「汽艇等」とは、総トン数 20 トン未満の汽船、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。
- ② 「航路によらなければならない」とは、航路として定められた区間をその方向に沿って航行しなければならないことをいう。
 ここで「航路による」とは、航路の出入口から航路に出入すること及び航路の出入口以外の部分において航路内をこれに沿って通航することを含んでおり、航路を斜航し又は横切るとは航路によることとはならない。

5 管制水路

阪神港大阪区及び堺泉北区においては、港則法第 38 条に基づき、次の水路において一定トン数以上の大型船舶の行会いを防止するため、航行管制を行っているので、信号所の発する信号に従って航行しなければなりません。

	管制水路	管制船舶等
南港信号所 34-37-20N 135-25-20E 南港第二信号所 34-37-13N 135-24-9E	〔南港水路〕 大阪南港北防波堤灯台 (34-37-43N. 135-23-48E) から 113 度 570m の地点、同灯台から 213 度 70m の地点、同 灯台から 298 度 30 分 520m の地点、同灯台 から 141 度 660m の地 点、同灯台から 204 度 380m の地点、同灯台 から 269 度 30 分 620m の地点の各地点を結ん だ線により囲まれた海面	管制船舶 5,000 総トン以上 管制対象船舶 500 総トン以上
堺信号所 34-35-22N 135-25-36E 堺第二信号所 34-35-22N 135-25-35E	〔堺水路〕 堺信号所から 301 度 2,540m の地点から 29 度に引いた線以東の堺 航路	管制船舶 3,000 総トン以上 管制対象船舶 500 総トン以上
浜寺信号所 34-33-40N 135-24-38E	〔浜寺水路〕 浜寺信号所から 262 度 40 分 2,755m の地点か ら 181 度に引いた線 以東の浜寺航路	管制船舶 10,000 総トン以上 管制対象船舶 500 総トン以上

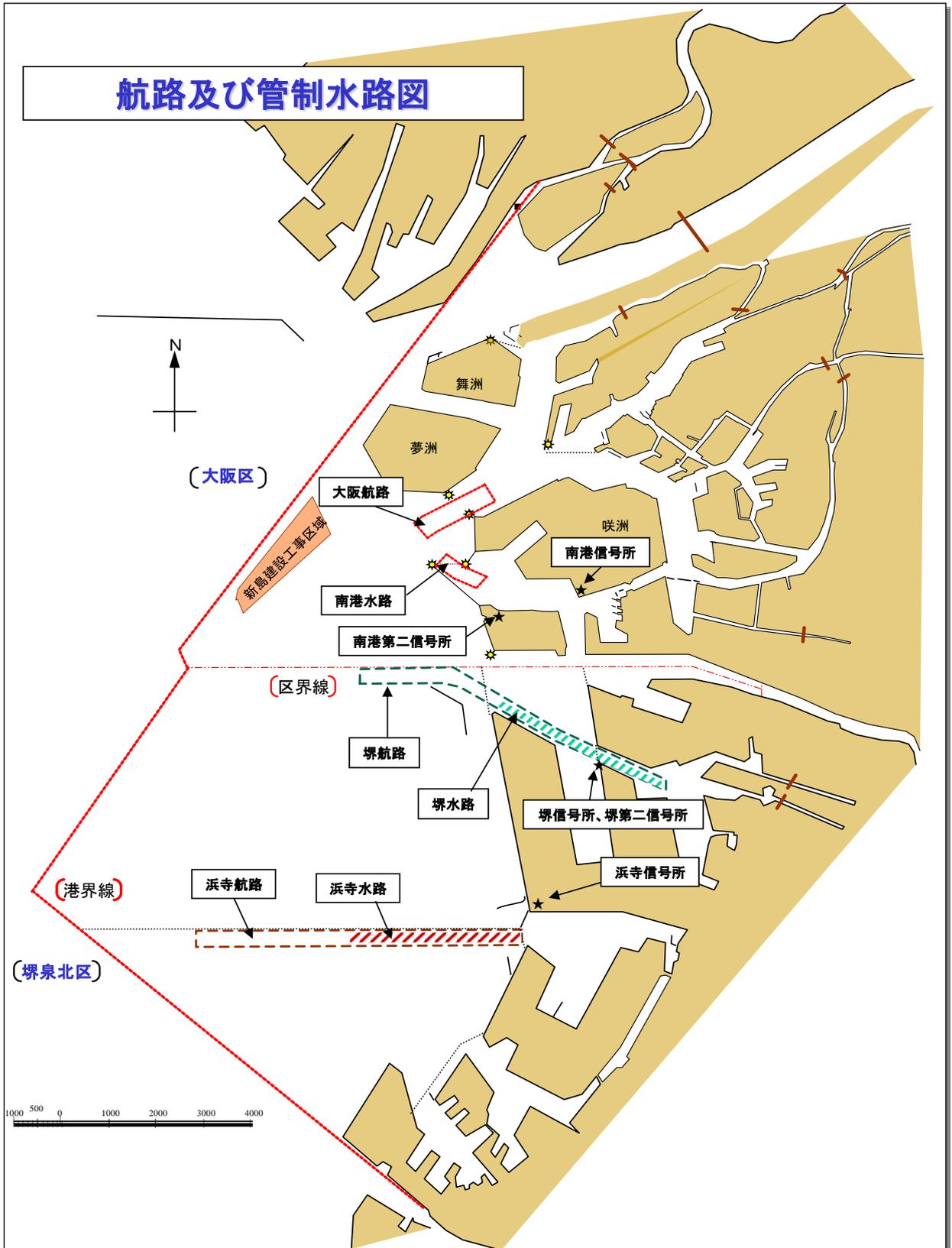
※ 管制船舶は、管制水路を入出航する予定日の時刻を、原則 4 日前の午前 8 時 30 分から前日の正午までに大阪湾海上交通センターに通報

南港水路 078-302-7613

堺水路・浜寺水路 078-302-7614

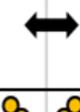
- ・ 管制船舶：管制信号が入航信号もしくは出航信号でのみ水路を航行できる一定以上の総トン数の船舶
- ・ 管制対象船舶：管制船舶が水路を入出港する際に行き会いが制限される一定以上の総トン数の船舶

航路及び管制水路図

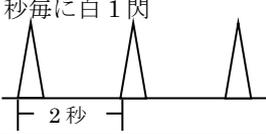
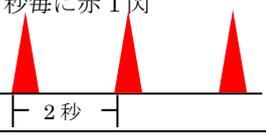
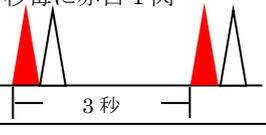
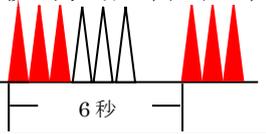


阪神港大阪区及び堺泉北区の管制信号

南港信号所・南港第二信号所(阪神港大阪区)

	信号の方法	信号の意味
Iの文字の点滅		入航船は、入航することができること。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
Oの文字の点滅		出航船は、出航することができること。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
Fの文字の点滅		総トン数五千トン以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五千トン未満の入出航船は、入出航することができること。
Xの文字及び Iの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくIの文字の点滅に変わる。
Xの文字及び Oの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わる。
Xの文字及び Fの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わる。
Xの文字の点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わる。
Xの文字の点灯		港長の指示を受けた船舶以外の船舶は入出航してはならないこと。

堺信号所・浜寺信号所(阪神港堺泉北区)

信号の方法	信号の意味		
閃光式 (昼夜間)			
2秒毎に白1閃 	入航信号	入航船は入航可 500 t 以上の出航船は、運航停止して待機 500 t 未満の出航船は、出航可	
2秒毎に赤1閃 	出航信号	出航船は出航可 500 t 以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 500 t 未満の入航船は、入航可	
3秒毎に赤白1閃 	自由信号		堺水路
		入出航禁止	3,000 t 以上
		入出航可	10,000 t 未満
6秒の間に赤3閃と白3閃 	禁止信号	港長の指示船以外は入出航禁止	